

整理番号	53
契約番号	7農振財契第710号
件名	令和7年度 都内連携事業測量委託(その2)(複数単価契約)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	東京都八王子市及び青梅市内
概要	別紙仕様書のとおり
契約期間	契約確定の日の翌日から令和8年1月30日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
現場説明会	実施しない
開札予定日時	令和7年10月6日(月) 午前10時00分(ビジネスチャンス・ナビ上)
希望申出期間	令和7年9月11日(木)午前10時から令和7年9月19日(金)午後4時まで
希望申出先	希望申請は、ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムを通じてご提出ください。 下記「希望申出時の提出書類」を添付してください。
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとしします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 森の整備係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0641

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度 都内連携事業測量委託(その2) (複数単価契約)
- 2 契約期間 契約確定の日の翌日から令和8年1月30日まで
- 3 納入場所 〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 森の事業課
- 4 履行場所 東京都八王子市及び青梅市内
- 5 規模及び推定数量
 - (1) 測量 25.00ha
 - (2) 境界刈払 500m
- 6 支払方法 指示毎に提出する完了届毎に支払うものとし、納品検査合格後翌月初日以降に適法な支払請求書を提出した日から30日以内とする。
- 7 その他
 - (1) 委託業務の実施に当たっては、測量委託特記仕様書によること。
 - (2) 本契約において、推定総金額(税込)を超えて発注することはできない。また、発注金額が推定総金額(税込)に達した場合又は達する可能性が見込まれる場合は、契約期間の満了前であっても当該契約を終了することがある。さらに、発注金額が推定総金額(税込)に達しない場合であっても契約期間の満了をもってこの契約は終了する。なお、いずれの場合においても、受託者は契約の終了に関して異議を主張できないものとする。

特記仕様書

第1章 総則

第1条 この特記仕様書は、森林施業標準仕様書〔（公財）東京都農林水産振興財団〕（以下「標準仕様書」という。）1. 1. 1の3に規定する特記仕様書で、この委託業務に適用する。

第2条 この委託業務の実施に当たっての一般事項は、「標準仕様書」によるものとする。

第3条 「標準仕様書」及び「特記仕様書」の記載内容の優先順位については、「特記仕様書」、「標準仕様書」の順によるものとする。

第4条 この委託業務の実施に当たっては、下記に示す図書を適用する。

- 1) 標準仕様書（附則－1） 「受託者提出類様式集」
- 2) 標準仕様書（附則－2） 「森林施業記録写真要領」

第5条 標準仕様書及び適用図書のうち、この委託業務に該当しない工種及び項目等については適用しないものとする。

第6条 受託者は写真の撮影に当たっては、原則として黒板等に必要事項を記載して被写体と共に写し込まなければならない。電子黒板を使用する場合は、別添1「デジタル工事写真の黒板情報電子化使用方針」を遵守すること。

第7条 この委託業務における現場の適正な実施体制の確保等については、標準仕様書によるものとする。

第8条 受託者は、業務着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、監督員と協議するものとする。

第9条 受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。

第10条 受託者は、業務の遂行に当たり諸法令や諸規則を厳守し、受託者の責任において厳正に行うものとする。

第11条 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び本仕様書に疑義が生じたときは監督員と協議し、その指示によるものとする。

第2章 測量

第12条 測量を実施する場合は、次の事項に留意すること。

- 1 測量起点及び施業地の外角にあたる箇所については、相当年数の保存が可能な杭（樹脂製）を使用し、強固に設置すると共に目印を付すこと。設置箇所及び仕様材料については事前に監督員の確認を得ること。
- 2 原則として、外周線（調査区域）を右廻り測量すること。
- 3 各測点には、プラスチック製の杭を使用し、測点No.を付すこと。第12条1及び3の杭及びその他測量に必要な材料費は委託費に含むものとする。なお、使用する杭の規格は途中で変更しないこと。
- 4 調査区域内にある次の境界については、測線を入れること。

- ① 地番界
 - ② 未立木地、広葉樹林、植栽不適地及び監督員が指示する保安林等の除地（原則として、0.01ヘクタール以上とする。）
 - ③ 土地及び森林所有者が異なる区域界
- 5 任意の2点以上の測点において、衛星測位システムにより測点の緯度経度を調べること。
- 6 測量野帳には測量実施日及び担当者名を記入しておくこと。

第13条 除地が新たに確認された場合は、協議の上、委託の成果に含めることができる。

第14条 測点を設定する場合、外周線は隣接地との境界線上に設定することとする。ただし、地形及び土壌状況により更新後の管理が適切に実施できない恐れがある箇所(除地等)等については、当該区域の内外を外周線とすることとする。

第15条 測量図を作成するときは、次の事項に留意すること。

- 1 測量データは、測量野帳「東京都造林補助事業実施要領第8の1の別表1のヌ(別記様式第16号)」の様式により面積算定する(面積の単位はhaとし、小数点以下第3位を切捨て第2位に止める)。測量図は「.jww」「.dwg」の形式により作成すること。なお、測量図は地形図に重ね合わせることであり、使用する地形図は原則として「東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)」(問い合わせ先「株式会社ミッドマップ東京」)を使用すること。なお、上記の形式及び地形図について使用できない場合は、監督員と協議し、その指示によるものとする。
- 2 外周線測量における閉そく公差(測量野帳「東京都造林補助事業実施要領第8の1の別表1のヌ(別記様式第16号)」における「精度」)は、100分の1以内とし、この限界を超えるものについては、再測しなければならない。
- 3 調査区域が5ヘクタールを超える場合にあっては、概ね調査区域の半分の面積となるように継測線を設定して測量し、前項の規定を満たすこととする。
- 4 測量図は、A3版で縮尺1000分の1、A4版で縮尺5000分の1のほか、担当員が指示するA4版に収まる任意な縮尺を作成するものとする。なお、面積が大きい場合には監督員の指示に従うこと。
- 5 測量図は、第12条第4号ごとに測線を記入し、これを表示すること。
- 6 製図上の線の使い分けは、原則として次のとおりとする。
 - ① 実線 調査区域(外周線、地番線等)
 - ② 細線 区画線(土地及び森林所有者が異なる区域界)
 - ③ 一点鎖線 区画線(未立木地等の除地)

第3章 境界刈払

第16条 測量するにあたって、支障となる雑草木を適宜刈払うこと。作業にあたっては、植栽木を損傷しないように特に留意し、刈払物は施業区域内へ横伏せ整理すること。

第17条 刈払をする範囲は別途監督員が指示する。

第4章 業務の実施及び成果品

第 18 条 受託者は、調査地ごとに委託者の発出する指示書をうけて本業務を行うものとする。指示を受けた調査地については速やかに調査及び成果品のとりまとめを行うものとし、成果品の提出時に完了届(別添 2)を指示毎に提出すること。原則として、委託者は完了届受領後に次の調査地の指示を出すものとする。

第 19 条 測量業務の実施に当たっては、事前に現地踏査及び成果品等に関する打合せを行うものとする。

第 20 条 測量成果品

受託者は、指示毎に測量結果を次の項目のとおりとりまとめ、原則として測量地毎に一つのファイルに綴じ込み提出するものとする。なお、集計等作業は Microsoft office excel (Microsoft Corporation)で行い、同ソフトウェアで閲覧編集可能な形式で納入すること。電子媒体は、CD-R を原則とし上記ファイルに閉じ込めるようにすること。電子データの納入にあたっては、納入時における最新のセキュリティソフトによるウイルスチェックを行い、安全性を確認すること。

- 1) 調査結果報告書(別添 3)
- 2) 測量図
- 3) 測量野帳(東京都造林補助事業実施要領第 8 の 1 の別表 1 のヌ(別記様式第 16 号))
- 4) 上記電子データ(計算因子等を含む) 一式
- 5) 写真帳

第 21 条 受託者は、業務の開始に先立ち、「委託着手届」、「代理人及び主任技術者通知書」、「業務計画書」を提出すること。書類の様式は森林施業標準仕様書附則 - 1 「受託者提出書類様式集」の「施業着手届」、「現場代理人及び主任技術者通知書」、「施業計画書」を準用すること。

第 5 章 その他

第 22 条 本委託の実施に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守する。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車とする。

イ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年法律第 70 号)の対象地域内で登録可能な自動車利用に努める。

当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

第 23 条 林野火災には特段の注意を払い、現場では火気の使用は最小限度にとどめ、使用にあたっては安全管理を徹底すること。消火器材を備えるよう努めること。現場に燃料等を持ち込む場合は、消防法令の基準に適合した容器を使用し、火気のないところで取り扱うこと。また、現場で火災が発生した場合は、緊急連絡通報図に従い、迅速に対応すること。

第 24 条 本委託の勤務時間中に、都内で死んだイノシシを発見した際は、管轄の市町村及び監督員に連絡すること。

第 25 条 熱中症対策として、労働安全衛生規則第 612 条の 2 の規定により発災時の報告体制及び悪化防止措置の手順を整備・周知するとともに、これらを施業計画書に記載すること。また、施業時に直射日光への対策や塩分、水分補給等を実施するとともに、施業記録写真帳に熱中症対策の実施写真を添付すること。

第 26 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

第 27 条 その他詳細については、監督員の指示によること。

第 28 条 担当及び連絡先

〒190-0013 東京都立川富士見町三丁目 8 番 1 号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

森の事業課 森の整備係

TEL: 0 4 2 - 5 2 8 - 0 6 4 1

デジタル工事写真の小黑板情報電子化使用方針

第 1 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化

1 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。電子黑板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黑板の記載情報を電子的に記入するものである。

受注者が電子黑板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

対象工事では、次の全てを実施すること。

(1) 対象機器の導入

受注者は、電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）第 9 ⑤に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。

なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト
（CRYPTREC 暗号リスト）」

URL <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

(2) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「建設局工事記録写真撮影基準」（東京都建設局）による。

なお、アにより工事記録写真撮影基準（東京都建設局）のデジタル写真による施工管理（案）3（1）①で規定されている画像編集には該当しない。

2 電子納品

本工事の電子黑板を用いた写真（以下、「電子黑板写真」という。）及び電子黑板写真を監理したビューアソフトは、電子データで提出すること。

提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準 [国土交通省]」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

また、納品時に受注者は JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

「JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

森の事業課		
室長	係長	担当者

委 託 完 了 届

令和 年 月 日

(発注者あて) 殿

住所
 受託者
 氏名 (法人の場合は
 名称及び代表者の氏名) 印

下記指示の件を本日完了したので届け出ます。

件 名	契 約 番 号		
	指 示 番 号		
履 行 場 所			
契 約 年 月 日	令和 年 月 日	履 行 期 限	令和 年 月 日
指 示 年 月 日	令和 年 月 日	指 示 期 限	令和 年 月 日

受 付 年 月 日	令和 年 月 日	監 督 員 職 氏 名 印	
検 査 年 月 日	令和 年 月 日	検 査 員 職 氏 名 印	

